平成２１年（フ）第６１１６号
大阪府守口市金田町５丁目13番２号、前住所
大阪府守口市金田町５丁目６番３号
債務者　片山タクシーこと　片山健一郎
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　確
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８５号
愛知県一宮市開明字出屋敷26番地６
債務者　大井　英雄
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５２１号
熊本県合志市豊岡2053番地69
債務者　本田　　忍
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６２号
函館市松川町34番１号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
函館市亀田中野町271番地83
債務者　湊　　安史
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２１号
北海道亀田郡七飯町字峠下13番地１
債務者　小沢　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
函館市湯川町３丁目29番３号
債務者　牧　登喜夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
北海道北斗市久根別２丁目６番10号
債務者　石崎　幸弘
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３号
函館市金堀町４番４―302号
債務者　久保田渓介
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６９号
函館市西旭岡町３丁目１番地２
債務者　松坂　章逸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７８号
函館市昭和２丁目21番37号
債務者　名和　優恵
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
函館市上湯川町37番２―224号、住民票上の住所函館市上湯川町37番２号
債務者　杉村　厚子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
北海道北斗市本町769番地の４
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第４号
岡山県玉野市山田1006―１　社会福祉法人ふれあい福祉会養護老人ホーム和楽園、申立時の住所岡山県苫田郡鏡野町大町721番地
債務者　出張　久夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２４７号
堺市堺区竜神橋町１丁６番９号
破産者　株式会社美健
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１７６０号
堺市西区鳳北町10丁34
破産者　株式会社サンエイム
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
大阪府藤井寺市小山５丁目13番29号
破産者　ジャパン・サブウェイ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８６号
岩手県大船渡市日頃市町字長安寺９番地
破産者　有限会社万能建築
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部